

## 第21期 第9回福岡県内水面漁場管理委員会 次第

1 日 時 令和4年11月18日（金） 14：00～

2 場 所 福岡市博多区東公園7-7  
福岡県庁北棟4階 漁業調整委員会室

### 3 議 題

- (1) 会長、副会長の選任について（協議）
- (2) 内水面における区画漁業権の免許について（諮問）
- (3) うなぎ稚魚漁業許可に係る制限措置等の公示について（諮問）
- (4) 筑後川における第5種共同漁業権に基づくうなぎ種苗特別採捕許可について（協議）
- (5) 資源管理の状況等の報告について（報告）
- (6) その他



## 福岡県内水面漁場管理委員会規程（抜粋）

### 第1章 総 則

#### （趣 旨）

第1条 この規程は、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）その他法令に定める場合を除くほか、福岡県内水面漁場管理委員会の会議等に関し、必要な事項を定める。

#### （副会長及びその職務）

第2条 委員会に副会長1人を置く。

2 副会長は、委員が互選する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、その職務を代行する。

#### （会長等の任期）

第3条 会長及び副会長の任期は2年とし、再任できる。

2 会長及び副会長は、任期が満了の場合においても後任者が就任するまでの間、その職務を行うものとする。

#### （議 長）

第4条 会議の議長は、会長があたる。

2 会長及び副会長がともに欠けたとき又は会長及び副会長にともに事故があるときの委員会の議長は、会議に出席した委員によって互選された者があたる。

## 漁業法（抜粋）

### 第6章 漁業調整委員会等

#### （構成）

第137条 海区漁業調整委員会は、委員をもつて組織する。

2 海区漁業調整委員会に会長を置く。会長は、委員が互選する。ただし、委員が会長を互選することができないときは、都道府県知事が委員の中からこれを選任する。

### 第8章 内水面漁業

#### （準用規定）

第173条 第137条第2項から第6項まで、第138条第4項、第140条から第146条まで、第157条、第159条及び第160条の規定は、内水面漁場管理委員会に準用する。この場合において、第144条第1項中「議会の同意を得て、これを」とあるのは、「これを」と、第159条第2項中「各都道府県の海区の数、海面において漁業を営む者の数及び海岸線の長さを基礎とし、海面」とあるのは「政令で定めるところにより算出される額を均等に交付するほか、各都道府県の内水面組合（水産業協同組合法第十八条第二項の内水面組合をいう。）の組合員の数及び河川の延長を基礎とし、内水面」と読み替えるものとする。



4水第2694号  
令和4年11月9日

福岡県内水面漁場管理委員会会長 殿

福岡県知事 服部 誠太郎  
(農林水産部水産局水産振興課)



内水面における区画漁業権の免許について(諮問)

のことについて、漁業法(昭和24年法律第267号)第70条の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

令和4年8月17日付けで、福岡県内水面漁場計画を定めて公示したところ、別添一覧のとおり免許申請があったので、貴委員会の意見を求めます。



福岡県内水面 区画漁業権一覧表(令和5年1月1日から令和9年12月31日まで)

番号	漁業の種類	養殖対象水産生물	漁場の区域	漁場の位置	類似漁業権	漁業法第71条第1項各号の非該当	備考
内区第1号	第一種区画漁業	すいせんじのり	黄金川の一部	朝倉市屋永6023-2 外	○	○	○
内区第2号	第一種区画漁業	すいせんじのり	黄金川の一部	朝倉市屋永6023-4 外	○	○	○
内区第3号	第二種区画漁業	こい・ふな	水石谷池の全水域	筑紫野市天拝坂6丁目2-1	○	○	○
内区第4号	第二種区画漁業	こい・ふな	狐谷池の全水域	筑紫野市天拝坂1丁目5-1	○	○	○
内区第5号	第二種区画漁業	こい・ふな	原口池の全水域	筑紫野市塔原西2丁目555-1外	○	○	○
内区第6号	第二種区画漁業	こい・ふな	鷺田池の全水域	筑紫野市塔原西1丁目957-2	○	○	申譲なし
内区第7号	第二種区画漁業	にしきごい	青木原池の全水域	宗像市村山田1400-1	○	○	○
内区第8号	第二種区画漁業	にしきごい	蓮池の全水域	宗像市日の里5丁目2-4	○	○	○
内区第9号	第二種区画漁業	にしきごい	鍋谷池の全水域	古賀市薦野197	○	○	○
内区第10号	第二種区画漁業	にしきごい	小野池の全水域	古賀市薦野282	○	○	○
内区第11号	第二種区画漁業	にしきごい	山ノ神池の全水域	古賀市薦野345 外	○	○	○
内区第12号	第二種区画漁業	こい	整理池の全水域	糸島市大字井原2250	○	○	申譲なし
内区第13号	第二種区画漁業	にしきごい	新池の全水域	糸島市大字山北415	○	○	○
内区第14号	第二種区画漁業	にしきごい	山北池の全水域	糸島市大字山北289	○	○	○
内区第15号	第二種区画漁業	にしきごい	井田池の全水域	糸島市大字山北259-1	○	○	○
内区第16号	第二種区画漁業	にしきごい	一築区池の全水域	福津市本木866-1	○	○	○
内区第17号	第二種区画漁業	にしきごい	小越池の全水域	福津市本木5-1	○	○	○
内区第18号	第二種区画漁業	にしきごい	金江池の全水域	福津市本木7-1-1	新規	○	○
内区第19号	第二種区画漁業	にしきごい	鳴水池の全水域	宮若市山口4623-1	○	○	○
内区第20号	第二種区画漁業	にしきごい	大原溜池の全水域	田川郡福智町伊方484-1	○	○	○
内区第21号	第二種区画漁業	にしきごい	朝倉溜池の全水域	田川郡福智町伊方476	○	○	○

免許をしない場合

免許をしない場合

漁業法第71条第1項	次の各号のいずれかに該当する場合は、都道府県知事は免許をしてはならない。
1	申請者が次条(法72条)に規定する適格性を有する者でないとき。
2	海区漁場計画又は内水面漁場計画の内容と異なる申請があつたとき。
3	その申請に係る漁業と同種の漁業を内容とする漁業権の不当な集中に至るおそれがあるとき。
4	免許を受けようとする漁場の敷地が他人の所有に属する場合又は水面が他人の占有に係る場合において、その所有者又は占有者の同意がないとき。

漁業法第72条第1項	個別漁業権の内容について適格性の免許について適格性を有する者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。
1	漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守する者が見込まれない者であること。
2	暴力団員等であること。
3	法人であつて、その役員又は政令で定める使用人のうち前二号のいずれかに該当する者があるあるものであること。
4	暴力団員等がその事業活動を支配する者であること。

4水第2853号  
令和4年11月9日

福岡県内水面漁場管理委員会会長 殿

福岡県知事 服部 誠太郎  
(農林水産部水産局水産振興課)



うなぎ稚魚漁業許可に係る制限措置等の公示について（諮問）

福岡県漁業調整規則（令和2年福岡県規則第62号）第11条第3項の規定により下記のことについて諮問します。

記

うなぎ稚魚漁業許可に係る制限措置及び申請すべき期間を別紙のとおり定め、公示します。



福岡県漁業調整規則（令和2年福岡県規則第62号）第4条第1項第1号に掲げるうなぎ稚魚漁業につき、同規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

1 許可をすべき漁業者の数とその他の制限措置

漁業種類	漁業を営む者の資格	操業区域	漁業時期	漁業者の数
うなぎ稚魚漁業	内水面漁業の振興に関する法律に基づくうなぎ養殖業の許可受給者のうち、にほんうなぎの池入割当量を有する者（以下、養鰻業者といふ。）。ただし、500平方メートル以上の養鰻池を有する者に限る。	別記の筑前地区に養殖場の所在地がある者	筑前海区及び同海区に流入する河川	2月1日から4月30日まで 5
	養鰻業者。ただし、500平方メートル以上の養鰻池を有する者に限る。	別記の豊前地区に養殖場の所在地がある者	福岡県豊前海区及び同海区に流入する河川（山国川を除く。）	7
	養鰻業者又は福岡県養鰻漁業協同組合と供給契約を締結している者	別記の豊前地区に住所がある者		3

	養鰻業者。ただし、500 平方メートル以上の養鰻池を有する者に限る。	別記の有明地区に養殖場の所在地がある者	福岡県有明海区及び同海区に流入する河川(筑後川を除く。)		7
--	------------------------------------	---------------------	------------------------------	--	---

2 許可を申請すべき期間

令和4年11月18日から令和4年12月23日まで

別記

筑前地区：福岡市、北九州市(筑前海に面した地区)、直方市、飯塚市、中間市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、糸島市、古賀市、福津市、宮若市、嘉麻市、那珂川市、糟屋郡、遠賀郡、鞍手郡、嘉穂郡

豊前地区：北九州市(豊前海に面した地区)、田川市、行橋市、豊前市、田川郡、京都郡、築上郡

有明地区：大牟田市、久留米市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、小郡市、うきは市、朝倉市、みやま市、朝倉郡、三井郡、三瀬郡、八女郡

## うなぎ稚魚漁業許可方針

県内におけるうなぎ種苗の安定的供給と資源の維持保護との調和を図るとともに、漁業秩序を確立することを目的とし、令和2年12月1日に施行する改正後の福岡県漁業調整規則（以下、規則という。）第4条第1項第1号に掲げるうなぎ稚魚漁業の許可について、規則及び他の法令に規定するもののほか、この方針により処理する。

### 1 許可対象者

規則第10条の規定によるもののほか、次の（1）及び（2）により、許可をする者を定めるものとする。なお、これらをもって許可をする者を定めることができないときは、公正な方法でくじを行い、許可をする者を定めるものとする。

#### （1）漁業を営む者の資格

規則第11条第1項第6号に規定する漁業を営む者の資格は次のとおりとする。

- ア 福岡県内の下表に定める地区に養殖場の所在地があり、かつ内水面漁業の振興に関する法律に基づくうなぎ養殖業の許可受給者のうち、ほんうなぎの池入割当量（以下、池入量とする。）を有する者（以下、養鰻業者という。）。ただし、500平方メートル以上の養鰻池を有する者に限る。
- イ 福岡県内の下表に定める地区に住所があり、かつ養鰻業者又は福岡県養鰻漁業協同組合（以下、養鰻組合という。）と供給契約を締結している者（以下、供給者という。）。

筑前地区	福岡市、北九州市（筑前海区に面した地区）、直方市、飯塚市、中間市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、糸島市、古賀市、福津市、宮若市、嘉麻市、那珂川市、糟屋郡、遠賀郡、鞍手郡、嘉穂郡
豊前地区	北九州市（福岡県豊前海区に面した地区）、田川市、行橋市、豊前市、田川郡、京都郡、築上郡
有明地区	大牟田市、久留米市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、小郡市、うきは市、朝倉市、みやま市、朝倉郡、三井郡、三潴郡、八女郡

#### （2）許可の優先順位

規則第11条第5項に規定する基準は次のとおりとし、アからエまでの順に優先順とする。

- ア 前年にうなぎ稚魚漁業許可を受給した者。
- イ 上記の者を除き、申請した日から起算して、過去3年間にうなぎ稚魚漁業許可又はウナギ種苗特別採捕許可を受給したことのある者。
- ウ うなぎ稚魚漁業許可受給者が廃業し、その者から推薦を受けた者。
- エ アからウまでに該当しない者

## 2 操業区域

規則第11条第1項第4号に規定する操業区域は次のとおりとする。

- ア 筑前地区に養殖場の所在地がある養鰻業者については、筑前海区及び同海区に流入する河川に限る。
- イ 豊前地区に、養殖場の所在地がある養鰻業者及び住所がある供給者については、豊前海区及び同海区に流入する河川に限る。ただし、山国川は除く。
- ウ 有明地区に養殖場の所在地がある者については、有明海区及び同海区に流入する河川に限る。ただし、筑後川は除く。

## 3 漁業時期

規則第11条第1項第5号に規定する漁業時期は2月1日から4月30日までとする。

## 4 許可をすべき漁業者の数

規則第11条第1項第2号に規定する許可をすべき漁業者の数は、養鰻業者については毎年11月1日現在で1(1)アに掲げる漁業を営む者の資格を有する者の数を上限とし、供給者については3人を上限とする。なお、許可申請者数が公示された漁業者の数に満たない場合は、近年のほんうなぎの資源状況を考慮し、原則新たに公示しないものとする。

## 5 許可の有効期間

規則第15条第2項の規定により、毎年2月1日から4月30日までとする。

## 6 条件

規則第13条第1項の規定により、許可にあたっては、次の条件を付すものとする。

### (1) 採捕数量

許可証に記載された採捕数量を超えて採捕してはならない。なお、採捕数量の算定基準は次のとおりとする。

#### ア 養鰻業者

前年のうなぎ稚魚漁業で許可された数量を原則とする。ただし、池入量に満たない場合は池入量を採捕数量の上限とすることができる。

#### イ 供給者

養鰻業者又は養鰻組合との供給契約の数量とする。ただし、3キログラムを上限とする。

## (2) 採捕箇所の制限

許可証に記載された採捕箇所以外で採捕してはならない。なお、採捕箇所は次のアからウの基準に従い、申請者が指定するものとする。

ア 申請者が養鰻業者の採捕箇所数は、養鰻池の面積に応じて下表のとおりとする。

養鰻池の面積	採捕場所の数
500 平方メートル～ 1,000 平方メートル	3 箇所以内
1,001 平方メートル～ 5,000 平方メートル	4 箇所以内
5,001 平方メートル～ 10,000 平方メートル	5 箇所以内
10,001 平方メートル以上	6 箇所以内

ただし、有明地区で令和2年漁期まで矢部川漁協の従事者としてウナギ種苗特別採捕許可を受給していた者（承継した者を含む。）については、上表の数に内共第1号漁業権漁場内で採捕していた3箇所（矢部川、沖端川、塩塚川）を加えることができる。

イ 採捕箇所が第5種共同漁業権の免許がされている場合は、当該漁業権者の同意がなければならない。

ウ 前年のうなぎ稚魚漁業許可で許可された採捕箇所以外で申請する場合、前年に当該箇所で許可を受けた者が存在するときは、申請者がその者の同意を得ることとする。

## (3) 採捕できる者（申請者及び従事者）の制限

許可証に記載された採捕できる者以外が採捕してはならない。なお、採捕できる者は、次のアからウまでに掲げる基準に基づき、申請者が指定するものとする。

ア 養鰻業者の場合、申請者（法人においては経営者）及びその二親等内の親族又は雇用された者とする。なお、採捕できる者の人数については養鰻池の面積に応じて下表のとおりとする。

養鰻池の面積	採捕できる者の人数

500 平方メートル～ 3,000 平方メートル	4 人以内
3,001 平方メートル～ 4,000 平方メートル	5 人以内
4,001 平方メートル～ 5,000 平方メートル	6 人以内
5,001 平方メートル以上	7 人以内

イ 申請者が供給者の場合は、本人のみとする。

ウ 漁業に関する法令を遵守する者であり、かつ暴力団員等でないこと。

#### (5) 漁具・漁法の制限

ア すくい網以外を使用して採捕してはならない。採捕のために使用する灯火は、カーバイドランプ、灯油ランプ、電灯とする。

イ 船を使用して採捕してはならない。

#### (6) その他の条件

ア 採捕したうなぎ稚魚は許可受給者本人以外の養鰻池に池入れしてはならない。ただし、養鰻業者又は養鰻組合との供給契約に基づく場合はこの限りでない。

イ 採捕するときは、許可証又は従事者証（許可証の写しを水産振興課長が原本と相違ないことを証明したもの）を携帯し、別記様式第1号に示す腕章をつけなければならない。

ウ 国内全ての養殖場のにほんうなぎの池入数量が、その上限に達した場合に水産庁から発出されるしらすうなぎの採捕停止指示には従わなければならない。

エ 豊前海及び同海域に流入する河川については、4月21日から4月30日までの間操業してはならない。ただし、シラスウナギの来遊状況により、内水面の区域に限り、この禁止期間を解除することがある。

### 8 申請に必要な書類

規則第8条の規定による申請に必要な書類は以下のとおりとする。

- (1) 漁業許可申請書（別記参考様式第2号）
- (2) 採捕箇所図（拡大した図面に採捕箇所及び周辺地形・物標を明確に記載し、○○川○○町○○橋から上流○○町○○堰までの区域というように表示すること。）
- (3) 従事者の本人確認書類（運転免許証等の写し。前年のうなぎ稚魚漁業許可の申請

から変わらない場合は省略できる。)

- (4) 採捕できる者の写真（証明書用で、6カ月以内に撮影したもの2枚）
- (5) 第5種共同漁業権が免許されている採捕箇所で申請する場合は、当該漁業権者の同意を証する書類
- (6) 誓約書（別記参考様式第3号）
- (7) 暴力団員等の照会に必要な事項を記載した書類
- (8) 申請者が供給者の場合は、養鰻業者又は養鰻組合との間の供給契約書の写し

## 9 変更の許可について

規則第16条に規定する変更の許可は認めない。

## 10 資源管理の状況等の報告

規則第21条に基づく報告書は別記参考様式第4号とする。

## 11 内水面漁場管理委員会との協議

この方針の改正にあたっては、軽微な変更を除き、内水面漁場管理委員会に諮問又は協議するものとする。

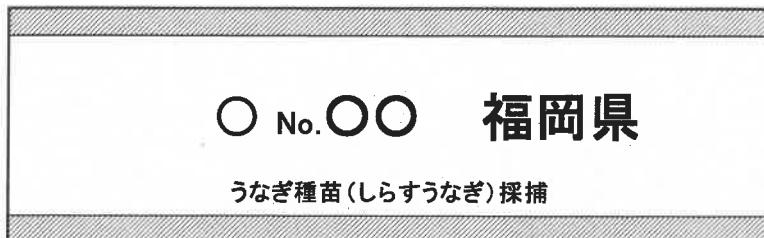
## 附則

この方針は、令和2年11月18日から施行するものとする。

この方針は、令和3年11月29日から施行する。

## 別記様式第1号

別紙様式1



- 1 地色は黄色と白色を年ごとに交互に変更するものとする。
- 2 文字は、1行目に許可年度(数字のみ)、通し番号、福岡県、2行目にうなぎ種苗(しらすうなぎ)採捕と記載する。
- 3 文字色は黒色とする。ただし、許可年度は赤色とする。
- 4 腕章の上下部に夜光塗料を塗ったり、反射テープを貼るなど夜間でも分かりやすくするものとする。

(参考)

許可年度	地色
R2	白色
R3	黄色
R4	白色
R5	黄色
R6	白色
R7	黄色
R8	白色
R9	黄色
R10	白色

別記参考様式第2号

うなぎ稚魚漁業許可許可申請書

年 月 日

福岡県知事

殿

住 所

氏 名

下記により漁業許可を受けたいので、申請します。

記

1 知事許可漁業の種類

2 操業区域

3 漁業時期

4 漁獲物の種類及び漁業根拠地

5 漁具の種類、数及び規模

6 採捕数量 kg

7 採捕箇所

採捕箇所	採捕箇所（具体的な標記）


8 採捕できる者の住所及び氏名、申請者との関係

住所	氏名	申請者との関係
		1 申請者又は経営者本人 2 二親等内の親族 3 雇用された者

※申請者との関係は、該当する番号に○をつけること

誓 約 書

年 月 日

福岡県知事 殿

住 所  
氏 名

私は下記の項目について誓約いたします。

記

- 1 私（法人の場合は私の経営する法人の役員）は、漁業及び労働に関する法令を遵守しており、かつ、引き続き遵守していきます。
- 2 私が指定した従事者は、漁業に関する法令を遵守し、かつ引き続き遵守していく者です。
- 3 私が指定した従事者が、漁業に関する法令に違反した結果、又は県が行う暴力団員等の照会の結果、許可の採捕できる者から除外されても、異議申立いたしません。
- 4 許可を受けた河川等で行われる災害復旧等の工事に関して一切の補償要求等はいたしません。
- 5 新たに許可を受けた河川等において、河川改修その他国が行う公共事業、及び地方公共団体が行う公共事業に対して、許可を受ける前に事前協議が整っていた場合、補償要求など工事に支障を及ぼす事態は引き起こしません。

以上

別記参考様式第4号

県への報告:翌月10日まで

報告年月日 年 月 日

資源管理の状況等の報告(うなぎ稚魚漁業)(2-1)

年( )月分

住所  
氏名

許可に関する情報								
漁業の種類	うなぎ稚魚漁業	許可番号	うなぎ稚魚第_号	許可数量	kg	漁法	たも網	船の使用

資源管理に関する取組の実施状況その他の資源管理の状況

(例)池入れ量上限に近づいたため、採捕を自粛等

	場所別従事者数及び採捕数量												合計
	川			川			川			川			
1日	人	g	人	g	人	g	人	g	人	g	人	g	人
2日	人	g	人	g	人	g	人	g	人	g	人	g	人
3日	人	g	人	g	人	g	人	g	人	g	人	g	人
4日	人	g	人	g	人	g	人	g	人	g	人	g	人
5日	人	g	人	g	人	g	人	g	人	g	人	g	人
6日	人	g	人	g	人	g	人	g	人	g	人	g	人
7日	人	g	人	g	人	g	人	g	人	g	人	g	人
8日	人	g	人	g	人	g	人	g	人	g	人	g	人
9日	人	g	人	g	人	g	人	g	人	g	人	g	人
10日	人	g	人	g	人	g	人	g	人	g	人	g	人
11日	人	g	人	g	人	g	人	g	人	g	人	g	人
12日	人	g	人	g	人	g	人	g	人	g	人	g	人
13日	人	g	人	g	人	g	人	g	人	g	人	g	人
14日	人	g	人	g	人	g	人	g	人	g	人	g	人
15日	人	g	人	g	人	g	人	g	人	g	人	g	人
16日	人	g	人	g	人	g	人	g	人	g	人	g	人
17日	人	g	人	g	人	g	人	g	人	g	人	g	人
18日	人	g	人	g	人	g	人	g	人	g	人	g	人
19日	人	g	人	g	人	g	人	g	人	g	人	g	人
20日	人	g	人	g	人	g	人	g	人	g	人	g	人
21日	人	g	人	g	人	g	人	g	人	g	人	g	人
22日	人	g	人	g	人	g	人	g	人	g	人	g	人
23日	人	g	人	g	人	g	人	g	人	g	人	g	人
24日	人	g	人	g	人	g	人	g	人	g	人	g	人
25日	人	g	人	g	人	g	人	g	人	g	人	g	人
26日	人	g	人	g	人	g	人	g	人	g	人	g	人
27日	人	g	人	g	人	g	人	g	人	g	人	g	人
28日	人	g	人	g	人	g	人	g	人	g	人	g	人
29日	人	g	人	g	人	g	人	g	人	g	人	g	人
30日	人	g	人	g	人	g	人	g	人	g	人	g	人
31日	人	g	人	g	人	g	人	g	人	g	人	g	人
合計	人	g	人	g	人	g	人	g	人	g	人	g	人

\*記入は、1尾を0.2gで換算して重量(g)で書いてください (1kg = 5,000尾)

上記報告の内容については、国及び県が実施する水産資源の資源評価その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国、福岡県等の関係機関へ提供することに同意します。

## しらすうなぎの採捕の制度について

○令和2年12月1日に漁業法が改正されたことにより、13cm以下のうなぎについては、特定水産動植物に指定されました。これにより、許可なく採捕した場合の罰則が強化されます。ただし、3年間の猶予期間があるため、実際の特定水産動植物の指定は令和5年12月1日からです。

○上記罰則強化により、令和2年12月1日から漁業権に基づかない養鰻業者等の採捕はうなぎ稚魚漁業許可が必要になりました。一方、漁業権に基づく採捕の場合は、漁業調整規則で全長制限等があるため、従前のとおり特別採捕許可が必要です。

	旧	新
養鰻業者、採捕者	特別採捕許可	漁業許可
内水面漁協組合員	漁業権（うなぎ） +特別採捕許可	漁業権（うなぎ） +特別採捕許可

○国から令和5年11月30日までの猶予期間中に調整がついた県は随時新しい制度に移行するよう指示があり、福岡県では令和2年12月1日から新しい制度に移行しました。

○無許可の場合に適用される罰則は以下のとおり変遷します。

	～令和2年11月30日	令和2年12月1日 ～令和5年11月30日	令和5年12月1日 ～
養鰻業者、採捕者	6月以下の懲役 若しくは10万円以下の罰金	3年以下の懲役 又は300万円以下の罰金	3年以下の懲役 又は3,000万円以下の罰金
内水面漁協組合員	6月以下の懲役 若しくは10万円以下の罰金	6月以下の懲役 又は10万円以下の罰金	※状況によっては上記の罰則が適用

令和4年度筑後川うなぎ稚魚漁業許可に係る資料  
及びうなぎ稚魚漁業許可

1 令和3年度許可実績

項目	福岡県	佐賀県
許可を受けた者	下筑後川漁協組合員	佐賀県内の養鰻業者
許可数量	25 kg	17.7 kg
許可期間	令和4年2月1日～令和4年4月30日	令和4年2月1日～令和4年4月30日
採捕場所	筑後川本流久留米市小森野堰から下流坂口堰までの区域	筑後川本流久留米市小森野堰から下流坂口堰までの区域

2 令和3年度採捕実績及び令和4年度放流実績

項目	福岡県	佐賀県
採捕者	下筑後川漁協	佐賀県養鰻業者
採捕終了年月日	4月30日	4月30日
採捕数量	2.0kg	1.8 kg
見返り放流	浮羽養鰻7-8本/kg 25kg	10-15本/kg 25 kg
内共2号 自主放流	下筑後川 165kg 筑後川 60kg 甘木 30kg	
内共3号自主放流		280kg
県費放流	20本/kg 167kg	前年度と同規模程度で (10-15本/kg 84.0kg) 11月実施予定。

3 令和4年度 許可概要 (案)

項目	福岡県	佐賀県
許可を受ける者	下筑後川漁協組合員	県内養鰻業者(2名)
許可期間	2月1日～4月30日	2月1日～4月30日
採捕従事者数	20人	16人
許可数量	25 kg	18.7 kg (内訳)は未定)
許可数量	5 kg	5 kg
試験研究用	0 kg	- kg
計	30 kg	30 kg
採捕従事者数	17人	16人
許可期間	令和4年2月1日～令和4年4月30日	令和4年2月1日～令和4年4月30日
採捕場所	筑後川本流久留米市小森野堰から下流坂口堰までの区域	筑後川本流久留米市小森野堰から下流坂口堰までの区域

4 令和4年度 許可の条件 (案)

- (1) 福岡県は30kg、佐賀県は18.7kgを超える量を採捕してはならない。
  - (2) 採捕するときは、許可証又は許可証の写しを携帯し、知事が定めた腕章をつけなければならない。
  - (3) 許可期間中、定期的に採捕状況を別に定める様式により報告しなければならない。許可期間中に許可数量の採捕を完了したときも同様とする。
  - (4) 採捕従事者を特定しなければならない。
  - (5) 筑後川本流において使用する光力は、500ワット(福岡佐賀両県内水面合同漁場管理委員会で決められた光力)以内でなければならぬ。
  - (6) 採捕のために船を使用してはならない。
  - (7) なお、国内全ての養殖場のニホンウナギの池入数量が、その上限に達した場合に水産庁から発出されるシラスウナギの採捕停止指示には従わなければならぬ。
- ※腕章の色は、福岡県が白色、佐賀県が黄色。

緒 楊 4  
(21期9回内水面漁管委)  
(令和4年11月18日)

## 筑後川における第5種共同漁業権に基づくうなぎ種苗特別採捕許可方針

県内におけるうなぎ種苗の安定的供給と資源の維持保護との調和を図るとともに、採捕秩序を確立するため、福岡県筑後川における第5種共同漁業権行使権に基づく養殖用種苗及び放流用種苗の採捕については、福岡県漁業調整規則（以下、規則という。）第47条に基づく特別採捕許可により、同規則第34条及び第38条第1項並びに第39条第1項及び第2項の適用を除外する。当該特別採捕許可については、規則及び他の法令に規定するもののほか、この方針により処理する。

### 1 許可対象者

下筑後川漁業協同組合（以下、漁協という。）に所属し、内共第2号第5種共同漁業権うなぎ漁業の行使権を有する者のうち漁協が指定する者。なお、養殖用種苗の採捕を目的とする場合、漁協は福岡県内に養殖場の所在地があり、かつ内水面漁業の振興に関する法律に基づくうなぎ養殖業の許可受給者であり、ほんうなぎの池入割当量を有する者（以下、養鰻業者という。）又は福岡県養鰻漁業協同組合と供給契約（以下、供給契約という。）を結ばなければならない。

### 2 許可期間

毎年2月1日から4月30日までとする。

### 3 採捕する水産動植物の種類及び数量

種類はうなぎ（しらすうなぎ）とし、数量は漁協全体として30kgとする。

### 4 採捕の期間及び区域

採捕期間は毎年2月1日から4月30日までとし、採捕区域は内共第2号第5種共同漁業権漁場内で漁協が指定した区域とする。

### 5 使用する漁具及び漁法

すくい網とする。

### 6 採捕に従事する者

許可申請者本人のみとする。

### 7 条件

規則第47条第4項の規定により、許可にあたっては、次の条件を付すものとする。

(1) 採捕のために使用する灯火は、カーバイドランプ、灯油ランプ、電灯とする。灯

火の光力は福岡佐賀両県内水面合同漁場管理委員会で決められた500ワット以内でなければならない。

- (2) 船を使用して採捕してはならない。
- (3) 養殖用種苗として採捕したうなぎ稚魚は供給契約に基づく場合以外に販売してはならない。
- (4) 採捕するときは、許可証を携帯し、別記様式第1号に示す腕章をつけなければならぬ。
- (5) 許可期間中、毎月の採捕数量を翌月10日までに漁協がとりまとめて報告しなければならない(別記参考様式第2号)。
- (6) 養殖用種苗を採捕する場合は国内全ての養殖場のほんうなぎの池入数量が、その上限に達した場合に水産庁から発出されるしらすうなぎの採捕停止指示には従わなければならない。

#### 8 申請すべき期間及び申請に必要な書類

申請すべき期間は、事務処理に要する期間を考慮し、別に定めるものとする。また、規則第47条に規定する申請に必要な書類は以下のとおりとする。

- (1) 特別採捕許可申請書(別記参考様式第3号)
- (2) 採捕箇所図(拡大した図面に採捕箇所及び周辺地形・物標を明確に記載し、○○川○○町○○橋から上流○○町○○堰までの区域というように表示すること。)
- (3) 漁協組合長の意見書
- (4) 許可申請者の写真(証明書用で、6カ月以内に撮影したもの2枚)
- (5) 養鰻業者又は養鰻組合との間の供給契約書(写し)

#### 9 内水面漁場管理委員会との協議

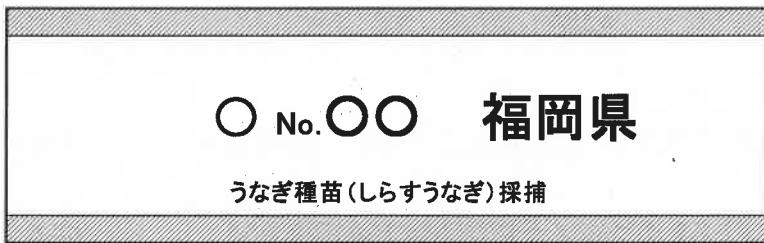
この方針の制定、改廃にあたっては、軽微な変更を除き、福岡県内水面漁場管理委員会及び福岡佐賀両県合同内水面漁場管理委員会において協議するものとする。

#### 附 則

- 1 この方針は、令和2年12月17日から施行するものとする。
- 2 福岡県ウナギ種苗特別採捕許可方針(昭和53年12月1日施行)は廃止する。
- 3 この方針は、令和3年12月13日から施行するものとする。

## 別記様式第1号

### 別紙様式1



- 1 地色は黄色と白色を年ごとに交互に変更するものとする。
- 2 文字は、1行目に許可年度(数字のみ)、通し番号、福岡県、2行目にうなぎ種苗(しらすうなぎ)採捕と記載する。
- 3 文字色は黒色とする。ただし、許可年度は赤色とする。
- 4 腕章の上下部に夜光塗料を塗ったり、反射テープを貼るなど夜間でも分かりやすくするものとする。

(参考)

許可年度	地色
R2	白色
R3	黄色
R4	白色
R5	黄色
R6	白色
R7	黄色
R8	白色
R9	黄色
R10	白色

## F A X 送 信 票

## うなぎ種苗特別採捕許可実績報告書

令和 年 ( ) 月分

住所

漁協名

許可数量

kg

## 採捕数量

氏名											
1日	g	g	g	g	g	g	g	g	g	g	g
2日	g	g	g	g	g	g	g	g	g	g	g
3日	g	g	g	g	g	g	g	g	g	g	g
4日	g	g	g	g	g	g	g	g	g	g	g
5日	g	g	g	g	g	g	g	g	g	g	g
6日	g	g	g	g	g	g	g	g	g	g	g
7日	g	g	g	g	g	g	g	g	g	g	g
8日	g	g	g	g	g	g	g	g	g	g	g
9日	g	g	g	g	g	g	g	g	g	g	g
10日	g	g	g	g	g	g	g	g	g	g	g
11日	g	g	g	g	g	g	g	g	g	g	g
12日	g	g	g	g	g	g	g	g	g	g	g
13日	g	g	g	g	g	g	g	g	g	g	g
14日	g	g	g	g	g	g	g	g	g	g	g
15日	g	g	g	g	g	g	g	g	g	g	g
16日	g	g	g	g	g	g	g	g	g	g	g
17日	g	g	g	g	g	g	g	g	g	g	g
18日	g	g	g	g	g	g	g	g	g	g	g
19日	g	g	g	g	g	g	g	g	g	g	g
20日	g	g	g	g	g	g	g	g	g	g	g
21日	g	g	g	g	g	g	g	g	g	g	g
22日	g	g	g	g	g	g	g	g	g	g	g
23日	g	g	g	g	g	g	g	g	g	g	g
24日	g	g	g	g	g	g	g	g	g	g	g
25日	g	g	g	g	g	g	g	g	g	g	g
26日	g	g	g	g	g	g	g	g	g	g	g
27日	g	g	g	g	g	g	g	g	g	g	g
28日	g	g	g	g	g	g	g	g	g	g	g
29日	g	g	g	g	g	g	g	g	g	g	g
30日	g	g	g	g	g	g	g	g	g	g	g
31日	g	g	g	g	g	g	g	g	g	g	g
合計数量	g	g	g	g	g	g	g	g	g	g	g

・記入は、1尾を0.2gで換算して重量(g)で書いてください (1kg = 5,000尾)

上記報告の内容については、国及び県が実施する水産資源の資源評価その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国、福岡県等の関係機関へ提供することに同意します。

別記参考様式第3号

うなぎ種苗特別採捕許可申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

住所  
氏名

福岡県漁業調整規則第47条に基づき、下記の内容のとおり特別採捕の許可を受けたいので申請します。

記

1. 目的
2. 適用除外の認可を必要とする事項
3. 使用船舶
4. 採捕しようとする水産動植物の名称及び数量  
(種苗の採捕の場合は供給先及びその数量)
5. 採捕の期間 年 月 日から 年 月 日まで
6. 採捕の区域
7. 使用する漁具及び漁法
8. 採捕に従事する者の住所及び氏名

## しらすうなぎの採捕の制度について

- 令和2年12月1日に漁業法が改正されたことにより、13cm以下のうなぎについては、特定水産動植物に指定されました。これにより、許可なく採捕した場合の罰則が強化されます。ただし、3年間の猶予期間があるため、実際の特定水産動植物の指定は令和5年12月1日からです。
- 上記罰則強化により、令和2年12月1日から漁業権に基づかない養鰻業者等の採捕はうなぎ稚魚漁業許可が必要になりました。一方、漁業権に基づく採捕の場合は、漁業調整規則で全長制限等があるため、従前のとおり特別採捕許可が必要です。

	旧	新
養鰻業者、採捕者	特別採捕許可	漁業許可
内水面漁協組合員	漁業権（うなぎ） +特別採捕許可	漁業権（うなぎ） +特別採捕許可

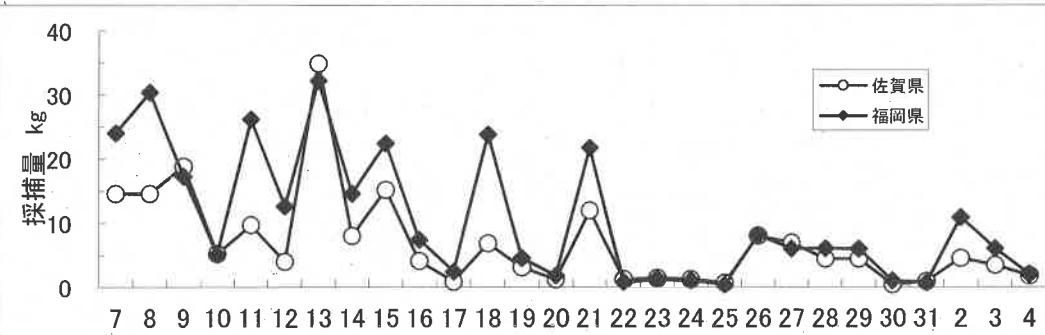
- 国から令和5年11月30日までの猶予期間中に調整がついた県は随時新しい制度に移行するよう指示があり、福岡県では令和2年12月1日から新しい制度に移行しました。

- 無許可の場合に適用される罰則は以下のとおり変遷します。

	～令和2年11月30日	令和2年12月1日 ～令和5年11月30日	令和5年12月1日 ～
養鰻業者、採捕者	6月以下の懲役 若しくは10万円以下の罰金	3年以下の懲役 又は300万円以下の罰金	3年以下の懲役 又は3,000万円以下の罰金
内水面漁協組合員	6月以下の懲役 若しくは10万円以下の罰金	6月以下の懲役 又は10万円以下の罰金 ※状況によっては上記の罰則が適用	

筑後川におけるシラスウナギ採捕の許可及び採捕実績

年度	許可期間	採捕者数(人)		許可数量(kg)		採捕実績(kg)		採捕終了月日	
		佐賀県、福岡県	佐賀県	福岡県	佐賀県	福岡県	佐賀県	福岡県	佐賀県
H6	H7. 1/15~4/15	25	25	55	55	14.70	24.10	4/3	4/3
H7	H8. 1/15~4/15	25	25	55	55	14.70	30.40	4/15	4/15
H8	H9. 1/15~4/15	25	25	55	55	18.80	17.30	4/10	4/15
H9	H10. 1/15~4/15	25	25	55	55	5.20	5.10	4/15	4/15
H10	H11. 1/10~4/10	25	25	55	55	9.70	26.20	4/10	4/10
H11	H12. 1/15~4/15	25	25	45	45	4.00	12.60	4/10	4/10
H12	H13. 1/20~4/15	23	23	35	35	35.00	32.20	2/25	2/24
H13	H14. 1/15~4/15	23	23	35	35	8.00	14.60	4/15	3/31
H14	H15. 1/15~4/15	23	23	35	35	15.17	22.42	3/31	3/31
H15	H16. 1/15~4/15	21	21	35	35	4.10	7.39	4/15	4/15
H16	H17. 1/15~4/15	14	20	25	35	0.85	2.44	4/15	4/15
H17	H18. 1/15~4/15	14	20	25	35	6.83	23.79	3/31	3/29
H18	H19. 1/15~4/15	14	20	25	35	3.10	4.53	4/5	4/5
H19	H20. 1/25~4/25	14	20	25	35	1.20	1.77	4/20	4/20
H20	H21. 1/25~4/25	14	19	25	35	11.95	21.75	3/31	3/26
H21	H22. 1/15~4/10	14	20	20	30	1.26	0.85	4/10	4/10
H22	H23. 1/20~4/10	14	20	20	30	1.42	1.33	4/10	4/10
H23	H24. 1/22~4/10	14	20	20	30	1.20	1.04	4/10	4/10
H24	H25. 2/1~4/20	14	20	20	30	0.65	0.42	4/20	4/20
H25	H26. 2/1~4/20	14	20	20	30	8.00	8.08	4/20	4/20
H26	H27. 2/1~4/20	14	17	18.7	30	6.90	5.99	4/20	4/20
H27	H28. 2/1~4/20	14	19	18.7	30	4.40	6.02	4/20	4/20
H28	H29. 2/1~4/20	14	18	18.7	30	4.40	5.91	4/20	4/20
H29	H30. 2/1~4/20	14	18	18.7	30	0.40	1.00	4/20	4/20
H30	H31. 2/1~4/30	16	17	18.7	30	0.90	0.70	4/30	4/30
R1	R2. 2/1~4/30	16	15	18.7	30	4.50	10.80	4/30	4/30
R2	R3. 2/1~4/30	16	18	18.7	30	3.40	6.00	4/30	4/30
R3	R4. 2/1~4/30	16	17	18.7	30	1.80	2.00	4/30	4/30



漁業法第90条に基づく資源管理の状況等の報告について（区画漁業）

【資源管理の状況等の報告】

- ・漁業権者は漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況等について県知事に報告する義務（漁業法第90条第1項）
- ・県知事は報告を受けた事項について必要な報告をする（漁業法第90条第2項）
- ・県は資源管理の状況等の報告や聞き取り調査等により適切かつ有効に漁場を活用しているか確認。

報告の内容

（漁業法施行規則第28条）

- 1 漁業権の種類及び免許番号
- 2 報告の対象となる期間
- 3 漁場の活用状況

※該当するもののみ抜粋

【区画漁業の種類】（漁業法第60条）

第一種区画漁業	一定の区域内において石、瓦、竹、木その他の物を敷設して営む養殖業
第二種区画漁業	土、石、竹、木その他の物によって囲まれた一定の区域内において営む養殖業

漁業権番号	漁業の種類	養殖対象種	漁場の位置	報告(令和3年の)提出状況	漁場の活用状況
内区第2号	第一種区画漁業	すいせんじのり	朝倉市屋永6023-2外 黄金川の一部	○	適切かつ有効
内区第3号	第一種区画漁業	すいせんじのり	朝倉市屋永6023-4外 黄金川の一部	○	適切かつ有効
内区第4号	第二種区画漁業	こい	筑紫野市天拝坂6丁目2-1 水石谷池の全水域	○	適切かつ有効
内区第6号	第二種区画漁業	こい	筑紫野市天拝坂1丁目5-1 狐谷池の全水域	○	適切かつ有効
内区第7号	第二種区画漁業	こい	筑紫野市塔原西2丁目555-1外 原口池の全水域	○	適切かつ有効
内区第8号	第二種区画漁業	ふな	筑紫野市塔原西1丁目957-2 脇田池の全水域	○	適切かつ有効
内区第9号	第二種区画漁業	こい	筑紫野市岡田93外 岡田池の全水域	(R2.4.1～R4.12.31) 休業中	—
内区第10号	第二種区画漁業	にしきごい	宗像市竹山田1400-1 青木原池の全水域	○	適切かつ有効
内区第11号	第二種区画漁業	にしきごい	宗像市日の里5丁目2-4 蓬池の全水域	○	適切かつ有効
内区第12号	第二種区画漁業	にしきごい	古賀市薦野197 銚谷池の全水域	○	適切かつ有効
内区第13号	第二種区画漁業	にしきごい	古賀市薦野282 小野池の全水域	○	適切かつ有効
内区第14号	第二種区画漁業	こい	古賀市薦野345外 山ノ神池の全水域	○	適切かつ有効
内区第15号	第二種区画漁業	こい	糸島市大字井原2250 整理池の全水域	○	適切かつ有効
内区第16号	第二種区画漁業	にしきごい	糸島市大字山北415 新池の全水域	○	適切かつ有効
内区第17号	第二種区画漁業	にしきごい	糸島市大字山北289 山北池の全水域	○	適切かつ有効
内区第18号	第二種区画漁業	にしきごい	糸島市大字山北259-1 井田池の全水域	○	適切かつ有効
内区第19号	第二種区画漁業	にしきごい	福津市本木866-1 一築区池の全水域	○	適切かつ有効
内区第20号	第二種区画漁業	にしきごい	福津市本木5-1 小越池の全水域	(R3.4.1～R4.4.30) 休業中	—
内区第23号	第二種区画漁業	にしきごい	宮若市山口4623-1 鳴水池の全水域	○	適切かつ有効
内区第24号	第二種区画漁業	にしきごい	宮若市山口2076 大谷池の全水域	(R3.4.1～R4.4.30) 休業中	—
内区第25号	第二種区画漁業	にしきごい	田川郡福智町伊方484-1 大原溜池の全水域	○	適切かつ有効
内区第26号	第二種区画漁業	にしきごい	田川郡福智町伊方476 朝倉溜池の全水域	○	適切かつ有効

## 漁業法第 90 条に基づく資源管理の状況等の報告について（共同漁業）

### 【資源管理の状況等の報告】

- ・漁業権者は漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況等について県知事に報告する義務（漁業法第 90 条第 1 項）
- ・県知事は報告を受けた事項について、内水面漁場管理委員会に対し、必要な報告をする（漁業法第 90 条第 2 項）
- ・県は資源管理の状況等の報告や聞き取り調査等により、適切かつ有効に漁場を活用しているか確認。
- ・内水面共同漁業は、漁獲実績のほか増殖事業や遊漁者の利用などを考慮し、総合的に活用状況を判断。

### 報告の内容

（漁業法施行規則第 28 条）

- 1 漁業権の種類及び免許番号
  - 2 報告の対象となる期間
  - 3 資源管理に関する取組の実施状況
  - 4 漁場の活用状況
  - 5 組合員行使権者数及び行使権の行使状況
- ※該当するもののみ抜粋

### 【共同漁業の種類】（漁業法第 60 条）

第一種共同漁業	藻類、貝類又は農林水産大臣の指定する定着性の水産動物を目的とする漁業
第五種共同漁業	内水面において営む漁業であって、第一種共同漁業以外のもの

漁業権番号	漁業の種類	漁業の種類(漁業)	漁場の位置	漁業権者(漁協)	行使権者数(人)	報告(令和3年の)提出状況	資源管理の実施状況	漁場の活用状況
内共第1号	第一種共同漁業 第五種共同漁業	じじみ、あゆ、こい、ふな、うなぎ、やまめ(えのは)、おいかいわ(はや)、うべい(いた)、すっぽん、かに、えび、わかさぎ	矢部川水系の本流及び支派流	矢部川	250	○	○	適切かつ有効
内共第2号	第五種共同漁業	あゆ、こい、ふな、うなぎ、おいかいわ(はや)、すっぽん、かに、えび、わかさぎ、やまめ(えのは)	筑後川本流の久留米市城島町から福岡県と大分県境までの流域及び同支派流	筑後川、甘木、下筑後川	460	○	○	適切かつ有効
内井第3号	第一種共同漁業 第五種共同漁業	じじみ、こい、ふな、うなぎ、かに、えひ	筑後川本流の久留米市城島町から下流域及び同支派流	下筑後川、大川、大野島、上新田、川口、柳川、浜武、沖端、佐賀県有明海	1,306	○	○	適切かつ有効
内共第5号	第五種共同漁業	あゆ、こい	八木山川本流及び同支派流の流域	八木山川	34	○	○	適切かつ有効
内共第6号	第一種共同漁業 第五種共同漁業	じじみ、あゆ、こい、ふな、うなぎ、やまめ(えのは)、おいかいわ(はや)、すっぽん、かに、わかさぎ	今川本流及び同支派流の流域	京二川	84	○	○	適切かつ有効
内共第7号	第一種共同漁業 第五種共同漁業	じじみ、あゆ、こい、ふな、うなぎ、やまめ(えのは)、おいかいわ(はや)、すっぽん、かに	萩川本流及び同支派流の流域	京二川	84	○	○	適切かつ有効
内共第8号	第五種共同漁業	こい、あゆ、あまご(えのは)、おいかいわ(はや)	岩岳川、佐井川の本流及び同支派流の流域	岩岳川	68	○	○	適切かつ有効
内共第9号	第五種共同漁業	こい、ふな、おいかいわ(はや)、わかさぎ	花宗池の全域(八女市黒木町本分)	犬山	21	○	○	適切かつ有効
内共第10号	第一種共同漁業	じじみ	筑後川本流の福岡県久留米市城島町から佐賀県三養基郡みやき町及び福岡県久留米市を結ぶ直線までの流域	下筑後川	144	○	○	適切かつ有効